更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ○ ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所管省庁の検討結果				
文刊留方	·文19 口	要請日	りまとめ日	灰余争块	従来の具体的内台寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		再プにおける 処理方針
300416020	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 11月27日	を進めるための環境を整備すること	【要望内容】 ア、省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築 イ、電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討 「理由】 行政手続を行うシステムは、国税は「a-Tav」、地方税は「aLTAX」、社会保険等 は「a-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならない。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請 が可能となるシステム環境を構築することが必要である。また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、法を検討する必要がある。	日本商工会議所	内閣 管省省省 管省省省	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報過値の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な対策を講ぶされたのようなとも民民プータ活用「資するため、相互に連携省して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を請するものとするとされています。	進基本法(平成28		国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント開発を譲決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの遺験を仮進することで、行政サービスを含めた他サービスとの遺験を仮進することで、行政サービスを言かるこうシストップ化しコネクデッド・ウンストップを連載することとにします。また、最中的な本人知思の中でサーンいても、行政手様における本人構図をの予ま法として広(用いられているマイナンバーカード等を用いた電子書名に加え、「精御ンステムの取り扱う情報や行政サービスの性質をお譲ま、選手書名はかの単子設証もの強のな技術選長で行うことが重要を含いまた。選手者とはかる上では、介護、死に・相談、引越し等をフストップ化らた行分野として取り組み、得られたジウハンや成果を他の分野「黒関していくとから、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案したと、の、の手続きのかより、様態の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人体構影手法の見直しがされるよう、推進して参ります。		
300802001	30年 8月2日	30年 9月14日	30年 10月30日	酒類販売免許申請 をおいました。は、販売免許 申請の窓口一本化 及び簡素化	は省略できるようにするべきである。	個人	財務省	(1) 酒類の販売業をしようとする者は、酒税法に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けわればならないこととされています。酒館の販売業との実施を受けわればならないこととされています。酒館の販売業の料申申請については、酒税法施行免数で同法施行規則で定める書類を添付し、申請に係る販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことされています。全国に524ある税務署では、申請書の受理後、法令等に基づき、記載事項・添付書の不偏の補証を行ります。その後、酒類指導管部門を設置している520税務署において審査(必要に応じて現地制金)を行い、免許又は社店を決定します。設造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の前可を受けなければならないことされています。別途には、つか売販売業によづき、営業所ごとに財務大臣の前可を受けなければならないこととされています。別途には、の小売販売業における申請等については、たばこ事業法及び同法施行規則で定める書籍を添付して財力には、市場での選挙所を担しています。ごは、日本に近に事業を放り回法施行規則の電から、現地制金が公配載事項・添付金額の不計可の決定をします。なお、11が行う事がの扱わいこととされています。別が協局長に提出しなければならないこととされています。これには一部の決定をします。なお、11が行う事がの扱わいことされています。または、12、2、2、2、4、2、1、2、1、2、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	福税法第96年 第14 清税法施行 分 第 14 清税法施行 規 第 14 清税法施行 規 第 12 未 第 43 条 第 44 条 十 12 元 第 2 条 第 44 条 十 12 元 第 2 条 第 5 法施行 9 2 (酒税法施 19 2 (酒税法施 19 1 元 12 年 18 年	(1)(3) 対応不可 (2) 事実誤談	り従来よりも手続に期間を要すること、たばこ販売については財務局長、酒類販売につ		

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ○ ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く」する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

京从来口	巫仕口	所管省庁	内閣府で	担安市在	担党の具体协办空体	提案	所管		外、国が債務を負担する行為をなずには、予め予算を以て、国金の職談を経なければなない。」とされていることを踏まえたものです。他力、会社級がそのです。他力、会社級がそのです。他力、会社級がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務日ものでき。他力、会社級がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務日ものでき。とは続いての使います。 現行制度 会計法第29条の12 下で対応 ア・アステスの (現代) では、公司電気通信に関って、例外的に(国庫債務負担行2 下で対応 下で対応 下で対応 下で対応 下で対応 による (現代) では、日本の世格を同一作を対した。 は、日本の世格を同一作を対した。 は、日本の世格を同一が出る。 は、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一が出る。 は、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一が出る。 は、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一が出る。 は、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一のは、日本の世格を同一が出る。 は、日本の世格を同一が出る。 は、日本の世格を同一は、日本の世格を同本のは、日本の世格を同本のは、日本の世格を、日本のは、日本の世格を、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	規制改革推進会議	ワーキング・グルー	
受付番号	受打日	への検討 要請日	の回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再	プにおける処理方針
300927008	30年 9月27日	30年 11月1日	30年 11月27日	国とのリース 契約 について	【具体的内容】 (1)国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の敬正を行うこと。 2リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 【提案理由】 ・現在、国が0A機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。国庫債務負担行為所設定された契約は全体の契約件数の中ので一般にすぎない。 ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する場合が限られており、これらの省官人がでは、複数年度の利用を削退としたリース料による「単年度リース契約」と更新している実態があり不合理である。 ・「単年度リース契約」は、ほと人の場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負ったいる、投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負っている。	公益社団 法人リース 事業協会	財務省	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担 行為により行うこととされています。 長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信 役務の提供を受ける契約を締結することができることとされています。	会計法第29条の12 予算決算及び会計 可能	所において、国庫債務負担行為を活用することなっています。これは、憲法第95条に おいて、「国費を支出し、欠に国動で債務を負担するには、国会の職法に基くことを必要 とする」」財政処理権限の国会議決原則とされていること、財政法第15条において、 「法律に基くもの又は歳出予算の金額老しくは機構費の総額の箇限内におけるものの 外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経びれれば ならない。」とされていることを終まえたものです。他方、会計法に基づく長期継続契 約1は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払観がその使 用量に応じて事後的に決定される今の理由により国庫債務負担行為の予事計といるものです。 や国会の議決を経ることなり複数年度契約を結結できるとしているものです。 といるで表しているできるといった官庁が活動する際に不可欠な最小限度の生活インフラ に係る継続的給付契約とご確定のの機器や車両のリース契約とは、その性格を同一 視することは難しいと考えます。 したがつて、各名を合作が、それぞれの契約内容等を踏ままた上で、必要に応じて複数 年度契約を締結することが高当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予算 計上を行い、国金の議決を経るとという散役処理の基本原則に従うべきであると考えます。 仮に、○4機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象を定認かると、毎年度、大札 行うことが適当な契約についてまて国会の議決なく複数年度契約が結結され、国の経 第約利益が損なわれるおそれかあるほか、競争が十分に働かないことにより他の発 者の受法機会が奪かれるおそれもあることから適当ではないと考えております。 よって、複数を専度に力と、で格論することが適当な契約については、各名各庁の判 者の受法機会が奪かれるおそれもあることから適当ではないと考えております。 よって、複数を専度に力と、で格論することが適当な契約については、各名各庁の判 まって、複数を算定とかと、で格論することが適当な契約については、各名各庁の判 まって、複数を算に力と、で格論することが適当な契約については、各名各庁の判 まって、複数を算に力と、常務等することが適当な契約については、各名各庁の判		
300928029	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	行政機関からの照 場に係る事務手続 きの電子化	【提案の具体的内容】 ・	/ロ BA 1カ 人	内閣官房 房 省 財 序 生 労 働 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省	【総務省】 地方税の課税・徹収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。 【財務省】 開税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、7 正な税途利に対しては、施正な税務調査等を実施するとともに、滞納をなった国税については、滞絶を図の早期第十一早期保全に取削組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められば、以前のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照金を実施しております。 【厚生労働における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。	国税海則法第74条 国税通則法第74条 の2、第74条の3及 び第131条、国税徴 収法第141条	【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引 状況に係る照会(預貯金等の開会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平 成の年7月0日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を 行います。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される 課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後 の方向性を取りまとめます。		

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ○ ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く」する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	所管省庁の検討結果				
文刊银与	文的口	要請日	りまとめ日	從米 尹垻	旋米の兵体的内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類		における再 検討項目	
300928042	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	国税関係帳簿書類 の電子保存に係る 規制の緩和	【提案の具体的内容】 ・国税関係書類のうち領収書や請求書等を電子化して保存(スキャナ保存)する場合であっても年1回の定期検査終了までは書類(原本)を保存することとなっているが、これを電子化による保存後は書類を即廃業できるよう緩和を要望する。 【提案理由】 ・国税関係書類の電子保存の要件については改正のたびに従来と比較すると緩和が進んでいるが、現行(平成28年度改正)においてもな乱、電子化による保存後も当該書類(原本)を一定期間で原料を接受すで保存することが求められている。このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれたとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれたとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれたとしてし、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれたとしてし、社内における書類の保存および現場から、本社への送付等、いずれたともな前書となっている。また、働き方改革の一環としてスマートフィン等のモバイル端末を利用した日を観音の影響であると一定スマートフィン等のモバイル端末を利用した日報の電子は表すると、電子保存についての土壌はずに「整備されており、電子化後は即廃棄可能とすることで業務の効率化に大き、各事すると考えられる。 ・このおちばりが整備されていること等を要件として、規制を緩和することは社会コストの削減に有用と考える。 ・前年度にも同様の提案を行うい、現行制度では原本の一定期間の保存が必要となるため非効率に大きついまりに対していまりに対していまりに対していまりに対しまります。場面に対していまりに対しまりに対していまりに対していまりに対しますができまりに対しまりに対していまりに対していまりに対していまりに対していまりに対していまりに対しますがでは、まりに対していまりに対しまりに対しまりに対しまりに対していまりに対しまりに対していまりに対しまりに対していまりに対していまりまりに対しまりに対しまりに対していまりに対しまりに対しまりに対しまりに対しまりに対しまりに対しまりに対しまりに対し	1只古 休吹	財務省	税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の要件に従い、スキャナに より記録された電磁的記録を保存することをもって、その保存に代えることができること とされています。	電子計算機を使用 して作成する国現 関係機関書類の保 行方法等の特別に 関する法律等	○ 前年度に回答したとおり、園校関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の形制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 ○ ご指摘の要望につきましては、現状の運用において。 ・ 例えば、事業規模等に合わせて、検査を「月に1回行う、また四半期に1回行うことで、検査を行ったものについては、廃棄することができる。 ・ 必要」には、風投関係書類をサンプルで検索することとしても差し支えない。 ・ 定期検査を行うまでの書面の管理場所についても、本店だけに限らず、支店、事務、事業所な、健認・検査を並やかに行える場所で管理すればよい。		
300928112	30年 9月28日	30年11月1日	30年 11月27日	国際協力銀行に向る本邦民間銀行の一次で る本邦民間銀行の一ステッ 付けでリーステッ 利和	加え、「大企業」、「出資外国法人寺(本邦大企業の海外規地法人寺をいう。以下本 要望において同じ。)」を追加。	都 線懇話 会	財務省	株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行等向けツー・ステップ・ローンは、①中堅・中小企業の出質にかかる出資外国法人等の外事業向け、株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号分人。②海外M&/向け、株式会社国際協力銀行法第十二条第六年第二十二条第六項第二号分、2個外M&/向け、株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号の大切。列第一部の大型、フラ事業向け、株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ハ)の場合について、行うことができるとされています。	株式会社国際協力 銀行法第十一条第 三号、第十二条第 六項第二号	現行法上も、海外M&A及び海外インフラ事業に係るJBICの銀行等向けツー・ステップ・ローンにおいて、転貨先は中堅・中小企業に限定されておりません。支援の必要性のある分野に対して適切に対応していきます。		

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(⑤、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ⑥・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ○:所管省庁に再検討を要請(「⑥」に該当するものを除く)する事項 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号		所管省庁への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	F	果	規制改革 推進会議	グ・グルー		
文刊审与	ZNI		りまとめ日	使呆 争块		主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目	
300928207	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	通信販売酒類販売 免許の規制線 和に (ECICおける酒類 の越境販売)	大し、仏歌元治の治頭で又仏り場合も同様となりている。の各様の生治園でありて	(一社) 日ンイン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・	財務省	酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のため、 酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。これらの免許を与える際には、消耗の保全上消費の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、製造する消 の設量者と(は範囲と以底売する酒類の画面を推持するため必要がある場合に、製造する消 の設量者と(は範囲と以底売する酒類の画面と)に以販売方法について条件を行けことができることとされており(同法第11条第1項)、当該規定により、通類販売業免許においては、その販売方態にして「到売に股合」「小売に関係」「自の条件が付された消費が小売業免許は、さらにそとろです。このうち、「小売に限る」首の条件が付された消費が小売業免許は、さらにそらる通信販売酒類か売業を計り区区分を設けています。法今幹税通速至経緯の実を分が可能の販売財により、インターネット等を介した通信販売により、酒類が販費を持ちることができる「直信販売ごの政策を持ち、ことができる「直信販売ごの政策を持ち、日本のである場合として、未成年者の飲酒防止の関係が発しています。」、「おりの一般の表別を持ちままる。」、「おりの一般の表別を持ちままな場合として、未成年者の飲酒防止の数酒が上ものです。このため、現在、通信販売酒館の動物の動物を介として、未成年者の飲酒防止を対面防止を回る製品から、その販売する酒類の面面の条件として、未成年者の飲酒防止等で容易に購入できるものを中心に一部その対象から除外し、また、販売方法の条件として、海筋の扇入者が未収年者でないことを確認できる手段を講する場合に限定することとしています。「注)通信販売売酒類小売業免許を取得した。「注)通信販売店類が売業免許を取得した。「注)通信販売店類が売業免許を取得した。「注)通信販売店類が売業免許を取得する。「注)をの存金によりに表別を開発を消失する。「注)をの存金によりに表別を開発を消失する「注)を開発を除くして、一般で表別表別で、「注)を通信販売でいては、一般で表別を開発した。「カーター・アーター・アーター・アーター・アーター・アーター・アーター・アーター・	源税法等9条、第 10条11号。董第2 法令解职通道第2 接条等9条第1項 情保。第10年第11 号関係4	対応不可	酒類の販売については、未成年者飲酒防止等の観点から、原則、対面販売が基本という考え方の下、インターネット等による温度販売については、消費者の利便性向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部終りしています。 酒類の通信販売については、平成27年3月11日、地域経済の活性化等の観点から、特定製造者以外の製造者が製造する酒類については広記「制度の現状」参照)、インターネット等による温度販売が可能となるう通達成正とが「14世元、四週連改工に対しては、地方の中小酒類小売業者が大手酒製製造者に対し、特度品等を原料としてプライベートプランの酒類を製造委託し、それをインターネット等で通信販売を行うことが可能となりました。 このように、通信販売酒類が一売業を終により販売できる酒類の範囲を緩和したところですが、ご提案の内容については、小売業免許を体の在り方に係る問題であり、アルール健康等対策基本法に表づき、アルコール健康等等対策基本法に表づき、アルコール健康等等対策基本法に表づき、アルコール健康等等対策基本法とあると、未成年者飲酒防止を始めとする酒類の販売における社会的な要請が高まっていることを踏まえ、幅広い観点から慎重かつ十分な検討を要するものと考えています。		
300928227	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	電子保存の要件緩和について	通常の書類は電子保存が可能であるが、税務書類は税務署への届け出が要件となっている。金額が掲載されている書類のほどんどは税務書類と判断される可能性があり、決済書類等を電子保存することの障害となっている。一定の書類のみ届出制として別提益計算書から起助定元帳まで、こその他については、通常の電子保存の要件と同様の対応としていただきたい。	本フラン チャイズ	財務省	国税関係帳簿書類については、電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存が可能となっています。 また、国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、税務署長の承認を受けたとは、所定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存が可能となっています。	して作成する国税 関係帳簿書類の保 存方法等の特例に	その他	○ 国税関係書額の保存のあり方については、税務行政の根幹である適正公平な課税を確保しつつ、電子化による事業者のコスト削減を助何に図るかという親点を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 ○ なお、国税関係書類とは、「国税に関する法律の規定により保存しなければならないこととされている書類(電機法と祭ら与)とされており、これは、取引等に関して作成又は受領した書類のことであるため、金額が記録されている書類のことがも多では表りません。例えば、金額を記載している書類であっても、予算関係書類や、実績書、社内の連絡文書などは国税関係書類には該当しませんので、電帳法の申請は不要となります。		
310206022	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	食品表示基準違反 に際しての「指示及 び指導なびに公 表の指針」の見直 し	び指導並びに公表の指針」において、安全性に関わらない単純ミス時の商品の撤 去等の規定を緩和すべきである。	本経済団	消費者庁 財務省 農林水産1	食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る 同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針は、食品表示法(平成 25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反(衰 第一次欠落。極急表示、表示方法の違反等(5対し、同法第6条第1項及び第3項の指 示・公表を行うべき場合の判断基準を示したものです。	食品表示基準の違	対応不可	たとえ安全性に関わらない単純ミスの商品であっても、誤った表示のまま店頭に並ん だ場合、消費者による自主的かつ合理的な食品の選択を助けます。そのため、表示に 誤りがあった場合には表示の是正をお願いしているところです。 なお、事業者は自主的な判断に基づき、表示の是正の手段として、商品の撤去だけ に限らず、ラベルの貼り替え等による対応も可能です。		

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ○ ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く」する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	F	所管省庁の検討結果					
文的银石	ZNI	要請日	りまとめ日	泛米 尹垻	旋米の共体的的合守	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要		ける再プにおり 処理方		
310206039	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	技術導入契約の総結等に保る事後報告の期限の緩和	から外国正未に手後報言の必要性を伝えることもに、天利書画の迅速な关係を関う	(一社)日 本経済団 体連合会	財務省経済産業省	(注) おっせんしけ 回の中央を持たい いの針皮の維持を対ば ワけい魚の中への	外国為替及び外国 貿易法第50条の 6、対内国接投資 定 第に関する故令第 6条の4	技術導入契約の締結等の報告については、技術導入契約の締結等をした日から起算して15日以内に財務大臣及び事業所管大臣に提出するよう求めております。今般、複数の報告者に対して、報告書の作成に係る社内手続について確認を行いました。その結果、維持相手方である得か全業と適切にころニケーションが取れていましたが大宗であり、そのような場合は法定期間内に報告書を提出することは可能であるものの、長期休暇等、相手方の事情により、契約の締結状決を適切なくらンで犯理することできない場合があり、そのような場合に結果として報告期限を強迫することになった旨、確認しております。このように場合者に無見となります。このように報告者に無見となります。このように報告者に無見とない事由により報告が選延してしまう場合もあるため、現行法令上の報告期限を延長することにつき、事業所管省庁と前向きに検討してまいります。				
310208008	31年 2月8日	31年 3月6日	31年 4月24日		〈提案内容と提案理由〉 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内 容を照会している。照会手機は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をとながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならず、大きな負担となっている。 とてて、照会文書の株式を掛一化するとともに、手続を電子化すべきである。 昨年度も同様の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官 民子一少活用機工基本法」において、行政手機のオンライン利用の原則化(第10 余)や、官臣の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)が定める、 れ、「デジタル・ガバント実行計画」にも、「全融機関×行政機関の情報連携(預貯金の開発連携(預貯金の開発)が必分よれている。こうした状況を指まえ、行政機関から生命保険 会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。	半在月 四	内觀音房 房 房 所名 管 序 生 学 份 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 4 日 4 日 4 日 4	止な祝述れに対しては、敵止な祝務調査寺を実施するとともに、滞納となった国祝につ いては、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。	[総務省] 地方形法第22条の 3第2項、第26条他 及び第686項 他(国院被収法第 141条) 国稅通則法第74条の3及 び第131条 国稅 収法第141条 (厚生労働省] 生活保護法第29条	[内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省] 「政権関から盈能機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引 状況に係る開金(預貯金等の配金など)については、デジタル・ガバメハ実行計画「平成30年7月20日デジタル・ガバメト閣僚会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を 行います。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される 課題を踏まて、関係所省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後 の方向性を取りまとめます。 「総務名] 地方税に係る研会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成 された標準様式の使用を要請しています。 【財務名】 照会文書の書式の統一化については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4 月に統一しております。 【厚生労働名】 報年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で 周知を行う予定です。 また、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、 平成30年度第2次補正予算に計上しました。		0		
310215010	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	貿易関連書類の電子化	【提来の具体的内容】 船荷証券(商法167条以下、国際海上物品運送法6条)に関して、電磁的方法による提供も認めることで、電子船荷証券(e)ーBL)も利用可能とすべきである。また・通関原書類のち、電子や62番提供上が認められている書類(関投法基本連連等70条)について「写し」「画像ファイル(PDF)等)のみではなな、「電磁的 記録!(ブロックチェーン等の原本性が担保できる状態のデジタルデータ)も加えるべきである。 【提案理由】 質別関連書類の中には、法令上、行政機関への提出、関係者間の取扱いなどが抵ע体でしか認められていないものも多い。そのため、各社では、紙媒体による情報の伝達。管理・保管、紙媒体で受領した情報の社内システムの再入力、行政機関へながそれを形容数字については、食物の移動手段の高速化により、紙媒体の船荷 延歩上り貨物の方が先に目的地に到着上でしまう等、質景表際に支障が発生している。しか、日間無土物品・選送法および商品のいずれにおいても紙媒体の船荷 延券上り貨物の方が先に目的地に到着上でしまう等、質景表際に支障が発生している。しか、日間無土物品・選送法および商品のいずれにおいても紙媒体の船台 延券市が契約で定めることで有価証券同様の性質を入ており、当本者の外に対してその効力は及ばない。中間・日本の大学を発しているが、単行を表している。日の音及による手続きの迅速化・円滑化は、関係者にとつて望ましい方の、国際者は安全に利用できず、日本のかが法整備を行ってもこれに対なでを込むしため、国際者と対のできない。中間・日本の大学を表している。日の音楽展所の動向を含む国際的な助に多数を持つてもこれに対なできないため、国際者は乗りが設定している。日本の大学を表している。日本のより、日本のより	(一社)日団 本経済会 体連合会	法務省 財務省	刊しなければならないこととされていますが、加州証券を電域的刀法により定映することは許容されていません。 通関関係書類の提出については、平成25年10月からPDF形式等のイメージデータ、 空来デーム・東ボームを受けかける時で、トリセリオスニレス可能レオスを、学スルセメサ	商法第757条(商法 及び選法の一部を改 正する法律(平成 30年法律第2日施 京平成31年4月1日施 党门(上名改正遭送 法第6条及(6)法 第707条)	商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号。平成31年4月1日施行)においては、有価証券性を有しない運送書類である海上運送状に関する規律を第70条)。 する規律を新聞と、九本を確認的方法により提供することを辞望するためには、有価証券が持つ各種の効力について、電磁的方法で提供する配とを辞望するためには、有価証券が持つ各種の効力について、電磁的方法で提供する配と生じ得る問題自について総計する必要があると考らわます。また、総有証券は、質点を提供を認めた場合であっても、諸州国が同様の制度を有しない場つ、実際の利用に知識であると思われます。第上選述状について電磁的な方法による提供を認めた場合であって、諸州国が同様の制度を有しない場り、実施の利用に対しているでは対応できない国内関係書類の一元ズや、国際的な動向も注視しつつ、必要に応じて検討していきたいと考えています。 通閲関係書類の電子化の推進については、関係省庁等における検討の進捗状況を踏まえ、引き続き検討していきます。				

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ②・各WGで既に終射中又は検討を行う事項 ○:所管省庁に再検討を要請(○②に該当するものを除く)する事項 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

				20011121-1217	TAIMINE NEW 7 W T-X		ニー・行び目が交出と目的/ からが、子が明めに大き目では、かず大国がと問題と、の子が							
受付番号	受付日	所管省庁 への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	Ē	所管省庁の検		果	推進会議グ・	ーキン・グルー	
		要請日	りまとめ日	3C5 47 X	2210211 23 24	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 処理方	理方針	
310329003	31年 3月29日	元年 6月18日	元年 8月28日	務員、地方公務員 等、私立学校教職 員)の医療保険事 務手続の社会保険 労務士への開放	社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。 別表第1には、各種共済組合法は含まれていないので、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は社会保険労務土は取り扱えらはこにはるる。 しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務土が取り扱える健康保険法によって他の場合を表すが、またが、大阪の場合では、おりまた共済組合社社会保険労務土が取り扱うと全容認している事例もある。 よって、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は行政書土の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。	國人	総務務省 省省 学 学 学 学 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省	「下政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士法、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを表しています。また、行政書士法、第1条の2第5項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、実務を行うことができないと定められていますが、本提製については、他の公権において制度されている場合には当たらず、行政書士が行う業務となっています。 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3において社会保険労務士法第2条第1に掲げる労働社会保険請法令に基づいて申請書等を作成すること等、第2号において労働社会保険請法令に基づく機構書類を作成すること、第3号において事業においる労働性会保険で制力を保険が関する事項とついて相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の集務とれています。	行政書士法第1条 の2 社会保険労務士法 第2条第1項	対応不可	各種共済組合法に基づく共済組合等(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する申請書等の作成等の事務は、社会保険労務士法別表第1に相げる労働社会保険協議会に基づく申請書等の作成等に含まれる事務ではないた。 が、社会保険労務士が禁止で行う事務ではありません。なお、共務組合や組合員等の手機に関する相談におし、手税上の順意点等についてアトバイスすることは、社会保険労務士法を足策 丁県天男の事業における労務理学での他の労働に関する研究について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。			